

## 報告（1）

### 平成 30 年度 事業計画

今年 4 月から宅地建物取引業法の改正により既存住宅状況調査いわゆるインスペクションがスタートしました。インスペクションは既存住宅状況調査技術者講習を受講した建築士のみにも与えられた独占業務です。昨年度後半より当協会では既存住宅状況調査技術者講習を実施し、これまで約 200 人以上の建築士が受講しました。インスペクションについては、国が良好な中古ストックの流通と消費者保護のためにインスペクションを活用することとしておりますので、今後我々建築士及び建築士事務所は、中古住宅の流通に積極的に関与していかなければなりません。

また、平成 27 年に施行された改正建築士法の確実な実施も必要です。施行されてから約 3 年が経過しますが、日事連もアンケート等で改正建築士法の実践状況を調査していますが、なかなか実践されていないのが現状です。建築士事務所協会に所属している我々から確実に改正建築士法を実践していくべきだと思っております。

現在、会員の皆様が積極的に委員会、支部での活動に取り組んでいただいています。会員が自由に発言できる環境を整備し、より開かれた協会運営を推進すること、会員の皆様に的確な情報を提供することなどの従来への提言に加えて、今年度は、部会ごとに具体的な重点目標を定めて活動していきたいと思っております。

#### 事業計画

##### 1 業務・技術に関すること

- (1) すべての建築物の耐震化への啓発と普及を推進し、府民の生活の安全安心に寄与する。
- (2) 京都府下の木造耐震診断士組織化と耐震ソフトの充実を検討するとともに、昨年度に引続き昭和 56 年以降の木造住宅の耐震診断を実施

##### 2 教育・情報に関すること

- (1) 各種講習会、研修会を実施し、会員の資質の向上及び一般建築士への広報活動を通じて、建築士全体のスキルアップを目指す。
- (2) インスペクション専門委員会の活動を支援し、インスペクションを実施する会員をサポートするシステムを構築する。
- (3) 景観デザイン専門委員会の活動を充実させ、行政からの提案の検証のみならず行政へ提案できるよう研究を充実させる。

##### 3 広報・渉外に関すること

- (1) キャンペーン活動を通じて、府民に当協会の活動を PRすると共に、府民が安心して住むことが出来る住宅の情報を提供する。
- (2) 機関紙「すじかい」、ホームページの充実
- (3) 改正建築士法の周知徹底と普及啓発

#### 4 指導運営に関すること

- (1) 府民に対する「建築無料相談」の充実を図り、府民生活の向上に寄与する。
- (2) 建築士法第 27 条の 5 に基づく苦情の解決業務の円滑な実施

#### 5 総務・財務に関すること

- (1) 協会の財政の安定化へ向けての改革案・事業収入の増加を検討する。
- (2) 建築士事務所登録事務の更なる充実
- (3) 青年部・女性部合同委員会の活動を助成し、協会の次世代の人材を育成する。
- (4) 会員、賛助会員の増強
- (5) 各規程等の整備